

V 適正規模及び適正配置の基本的な考え方

1 適正規模

(1) 課題

ア 規模が小さい学校の主なデメリットについて

デメリットについては、次のようなものがあります。

(7) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

学級数が少ない学校においては、次のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③ 教員の加配なしには、習熟度別指導など、クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤ 運動会や文化祭、遠足、修学旅行などの集団活動や行事の教育効果が下がる。
- ⑥ 上級生と下級生間のコミュニケーションが少なくなる。学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑦ 体育科の球技や音楽科の合唱や合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑧ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑨ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑩ 教科などが得意な子どもの考えに、クラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑪ 生徒指導上の課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑫ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑬ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

(イ) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

学級数が少なくなることに伴い、配置される教職員数が少なくなるため、次のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる可能性があります。

- ① 経験年数や専門性、男女比などのバランスの取れた教職員配置やそれらを活かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる。多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチングやグループ別指導、習熟度別指導、専科指導などの多様な教育方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学級あたりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会などに参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会などが成立しない。）。
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

(ウ) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

学級数が少ないことによる学校運営上の課題が生じた場合、児童生徒には次のような影響を与える可能性があります。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を活かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦ 進学などの際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

イ 規模が大きい学校の主なデメリットについて

一般に規模の大きい学校には、次のような課題が生じる可能性があります。

- ① 学校行事などにおいて、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- ② 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- ③ 教員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- ④ 児童生徒一人あたりの校舎面積や運動場面積などが著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
- ⑤ 特別教室や体育館、プールなどの利用にあたって、授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。
- ⑥ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で、支障が生じる場合がある。

(2) 望ましい適正規模の考え方

ア 平成 21 年度策定「小中学校の適正規模等に関する基本方針」での考え方

当時の考え方は次のとおりです。小学校、中学校とも同様の考え方です。

(7) 学校規模の区分

学級数	～ 6	7 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模

< 参考 >

① 学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事業のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条から（中略）第 68 条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級まで（中略）であること。

(2) （略）

2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

(イ) 対応の考え方

過小規模	通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めるようにします。原則として、児童生徒数の少ない学校から、校舎の老朽化等を踏まえ適正配置を進めます。
小規模	その推移を見守ることとし、状況に応じて通学区域の見直しなどを検討します。
大規模	その推移を見守ることとし、児童生徒数が増加した場合は、各学校の状況に応じて、普通教室に転用可能な教室の改修や仮設教室の整備、通学区域の変更などを検討します。
過大規模	通学区域の変更などにより、適正規模が確保されるように検討します。

イ 新たな考え方

(7) 規模が小さい学校について

規模が小さい学校については、次のメリットがあります。

- ① 一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。
- ④ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑤ 教材や教具などを一人ひとり行き渡らせやすい。
- ⑥ 異年齢の学習活動を組みやすい。体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑦ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に活かした教育活動が展開しやすい。
- ⑧ 児童生徒の家庭の状況や地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

しかしながら、学校では、児童生徒に教科などの知識や技能を習得させるとともに、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

こうした教育をしっかりと行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数や専門性などについて、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えます。

特にクラス替えが可能になることで、次のようなメリットがあります。

- ① 児童生徒同士の人間関係や、児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④ クラス替えを契機として、児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導などの多様な指導形態をとることができる。
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

こうしたことから、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数の教員を配置するためには、小学校、中学校ともに、1学年に2学級以上あることが必要であると考えます。

(イ) 規模が大きい学校について

規模が大きい学校については、規模適正化に向けて、学校の分離新設が考えられます。また、課題の解消のため、通学区域の変更や学校施設の増築、教職員の適切な配置などが考えられます。

今後、少子化が一層加速することが想定される中、新たな学校を整備することとなる学校の分離新設には様々な課題が想定され困難であることから、学校や地域の実情にあわせて、対応を検討する必要があると考えます。

(ウ) 学校規模の区分

国の基準を参考にしつつ、規模が小さい学校については、クラス替えができるかどうかの視点から、小学校と中学校では異なる区分とし、中学校に「やや小規模」の区分を設けます。

過小規模	全学年でクラス替えができない規模
小規模	クラス替えができない学年がある規模
やや小規模	(中学校のみの区分) 小規模だが、全学年でクラス替えができる規模

① 小学校における学校規模の区分

学級数	～ 6	7 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模

② 中学校における学校規模の区分

学級数	～ 3	4 ～ 5	6 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	やや 小規模	適正規模	大規模	過大規模

(イ) 対応の考え方

新たな考え方は、次のとおりとします。

過小規模	過小規模校を優先に、通学区域の変更や学校の統合などにより、適正規模の確保に努めるように検討します。
小規模	
やや小規模 (中学校のみ)	その推移を見守ることとし、必要に応じて通学区域の変更などを検討します。
大規模	その推移を見守ることとし、必要に応じて通学区域の変更などを検討します。
過大規模	通学区域の変更などを検討します。

なお、区分に関わらず、近隣校の学校規模の検討状況によっては、対応の検討が必要となる学校もあると考えます。

(3) あわせて考慮すべき視点

各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要です。単学級でも、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から35人又は40人の場合まで様々です。また、学校全体の児童生徒数についても、各学年単学級の小学校の場合、児童数は35人程度から150人程度まで、幅広くなると想定されます。

このため、学校規模の適正化の検討にあたっては、学級数とあわせて、学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

2 適正配置

(1) 課題

ア 通学距離について

学校は、児童生徒の教育環境に可能な限り差が生じないように、適正な規模で地域にバランスよく配置されていることが望まれます。小学校では、最も遠い通学距離が約1,900mの小学校区もあれば、約500mの小学校区もあります。特にニュータウン地区では、学校が近距離に配置されており、他の地域に比べ、通学距離も短くなっています。また、中学校では、最も遠い通学距離が約2,900mの中学校区もあれば、約970mの中学校区もあります。

他自治体では、スクールバスをはじめ、路線バスやコミュニティバスなどを含め、多様な交通機関が通学に活用されており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定していないケースが増えています。

イ 通学区域について

学校規模の適正化のためには、通学区域の広域化を図ることが考えられます。通学区域の広域化は、児童生徒の通学距離が延長し、教育条件を不利にする可能性もあるため、通学区域の決定にあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

また、学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を持つことが多く、防災や保育、地域の交流の場など、様々な機能をあわせ持っています。さらに、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接であるという性格も持っています。このため、通学区域は、地域のまとまりと可能な限り整合していることが重要です。

(2) 望ましい適正配置の考え方

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校の位置や通学区域の決定などにあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

ア 平成 21 年度策定「小中学校の適正規模等に関する基本方針」での考え方
当時の考え方は次のとおりです。

- ① 学校は、児童生徒の教育環境に可能な限り差が生じないよう、適正な規模で地域にバランスよく配置すること。
- ② 通学区域は、地域のまとまりと可能な限り整合していること。
- ③ 児童生徒の通学を考慮し、通学距離は一定の範囲（小学校は 1.5 キロメートル、中学校は 2 キロメートルまでを標準）とすること。

イ 文部科学省策定の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」における通学距離の考え方

国の考え方は次のとおりです。

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね 4 キロメートル以内、中学校ではおおむね 6 キロメートル以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている（※）ことから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的になっています。徒歩や自転車による通学距離としては、この基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。

※義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 1 項第 2 号

ウ 新たな考え方

新たな考え方は、次のとおりとします。

現在の学校の配置を基本としますが、今後の児童生徒数の推計を踏まえ、学校配置の基準を次のように定め、望ましい適正配置を検討します。

- ① 学校は、児童生徒の教育環境に可能な限り差が生じないよう、適正な規模で地域にバランスよく配置すること。
- ② 通学区域は、学校が、地域コミュニティの核であること、また、地域のまちづくりのあり方と密接に結びついていることを踏まえ、地域のまとまりと可能な限り整合していること。
- ③ 小学校は 1.5 キロメートル、中学校は 2 キロメートルまでを標準とするが、徒歩のほか、自転車やバスでの通学も考慮し、小学校は 4 キロメートル、中学校は 6 キロメートルまでを可能とすること。

なお、通学区域の適正化については、春日井市通学区域審議会へ諮問することとします。